

地域調整費事務取扱要領

第1 目的

地域調整費は、振興局が地域の政策課題に機動的かつ柔軟に対応することにより、自主的かつ主体的な地域の振興及び活性化、コミュニティ機能の強化、複数分野にかかわる基盤整備を図ることを目的とする。

第2 内容

地域調整費は、地域振興調整費及び地域公共事業調整費とする。

第3 地域振興調整費

(1) 地域振興調整費の使途は次のとおりとする。

- ア 地域振興事業に要する経費
- イ 住民センター等整備事業に要する経費

(2) 地域振興事業の内容は次のとおりとする。

- ア 地域振興事業とは次の事業等をいう。
 - (ア) 地域総合行政及び地域振興行政の運営
 - (イ) 地域の振興及び活性化、地域の課題解決、将来に向けた芽出し等に資する事業
 - (ウ) 県政への県民参加を推進するための事業
 - (エ) その他、第1の目的を達成するために必要な事業

イ 予算の執行方法等については、別紙1のフロー図のとおりとする。

ウ 振興局長は執行方針の策定にあたり、官民共創の促進、地域のニューノーマル対応及びデジタルトランスフォーメーションの促進に特に留意する。

エ 人件費その他の経常的経費及び備品費には、支出しない。

オ 補助金及び負担金の支出に関しては、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は原則1年とする。ただし、振興局長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(3) 住民センター等整備事業の内容は次のとおりとする。

- ア 住民センター等整備事業とは、住民自治組織の地域づくり活動の拠点となる住民センター等の新築、全面改築及び改修を行う事業をいう。
- イ 予算の執行方法等については、別紙2のフロー図のとおりとする。
- ウ 事業の実施期間は単年度とする。

(4) 補助金の交付に関しては、「地域振興調整費補助金交付要綱」の定めるところによる。

第4 地域公共事業調整費

(1) 地域公共事業調整費の使途は、次のとおりとする。

- ア 環境森林事務所、森林事務所、農業事務所及び土木事務所が事業主体となって実施する公共事業で次の経費
- イ 地域総合行政及び地域振興行政の推進に資する公共事業に要する経費のうち、複数分野にかかわるものに要する経費
- ウ その他、第1の目的を達成するために振興局長が特に必要と認めた事業に要する経費

(2) 予算の執行方法等については、別紙3のフロー図のとおりとする。

第5 その他

地域調整費の執行に当たっては、対象とする事業内容や受益者との関係、助成の条件等について、既存の他の県事業の条件と均衡を失しないよう留意するものとする。

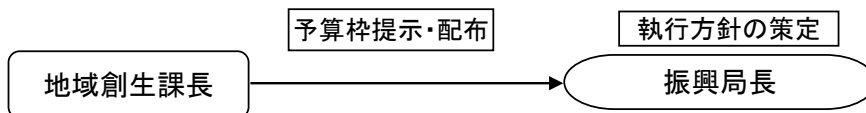
附則

- 1 この事務取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 この事務取扱要領は、平成17年4月1日から施行する。
 - 3 この事務取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。
 - 4 この事務取扱要領は、平成18年10月17日から施行する。
 - 5 この事務取扱要領は、平成19年4月1日から施行する。
 - 6 この事務取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。
 - 7 この事務取扱要領は、平成20年4月15日から施行する。
 - 8 この事務取扱要領は、平成21年4月1日から施行する。
 - 9 この事務取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。
 - 10 この事務取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。
 - 11 この事務取扱要領は、平成26年7月29日から施行する。
 - 12 この事務取扱要領は、令和3年3月29日から施行する。
- ただし、令和2年度の地域調整費の取扱いは、なお従前の例による。

地域振興調整費(地域振興事業)の執行フロー図

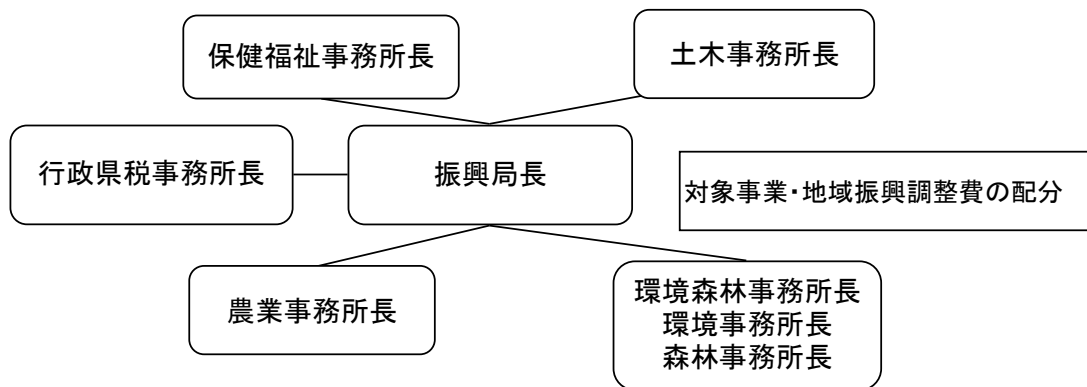
1 予算執行枠の提示・配布及び執行方針の決定

- ・地域創生課長が振興局長に予算枠提示・配布。
- ・振興局長は地域振興事業について執行方針を定める。



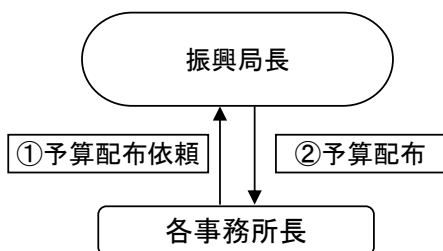
2 対象事業の調整・地域振興調整費の配分

- ・振興局長が中心となり、上記執行方針に基づき対象事業等の調整・調整費の予算配分を行う。

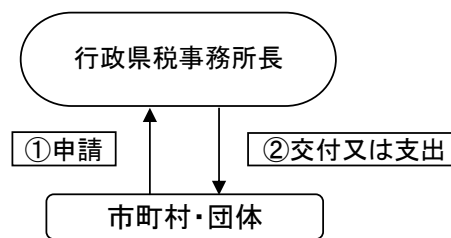


3 具体的な執行手続き

(1) 地域機関執行事業



(2) 補助金・負担金等



※ 伊勢崎行政県税事務所
・館林行政県税事務所は除く

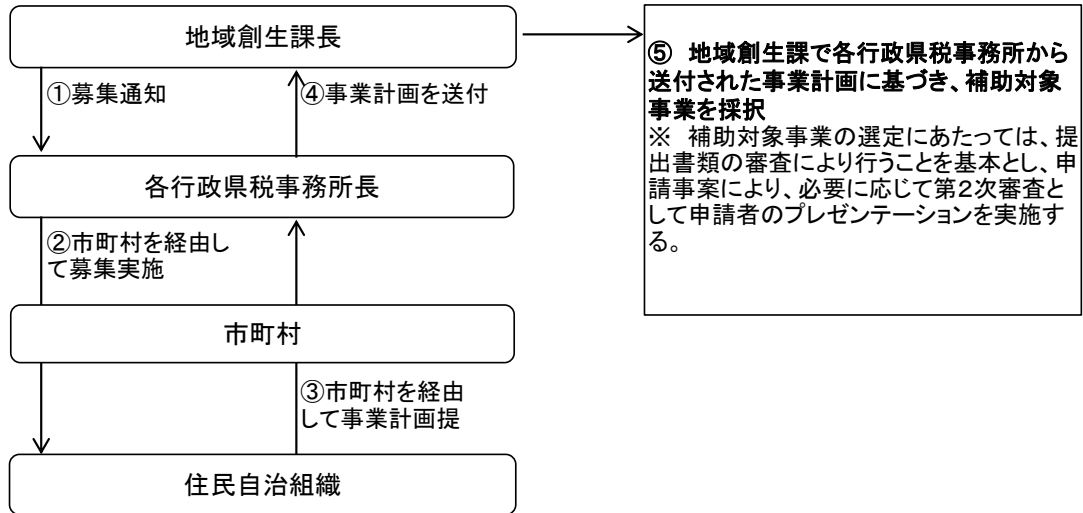
4 その他

- ・上記1から3に定めるほか、振興局長が必要と認めた場合は、その都度、定める。

地域振興調整費(住民センター等整備事業)の執行フロー図

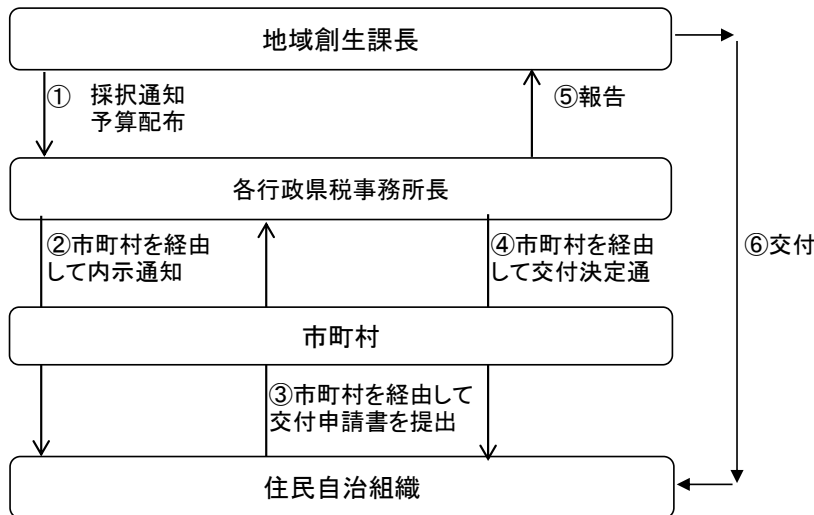
1 事業募集・補助対象事業の決定

- ・地域創生課長が各行政県税事務所長(伊勢崎行政県税事務所・館林行政県税事務所を除く)に募集を通知
- ・各行政県税事務所長が募集を実施
- ・住民自治組織は市町村を経由して各行政県税事務所長に事業計画を提出
- ・地域創生課長は各行政県税事務所長から送付された計画に基づき、補助対象事業を採択



2 具体的な執行手続き

- ・地域創生課長が採択した事業を所管する行政県税事務所長に対し、採択通知を送付し、併せて予算を配布
- ・各行政県税事務所長は市町村を経由して、住民自治組織に内示を通知
- ・住民自治組織は市町村を経由して各行政県税事務所長に交付申請
- ・各行政県税事務所長は市町村を経由して、住民自治組織に交付決定通知を送付、併せて地域創生課長に報告



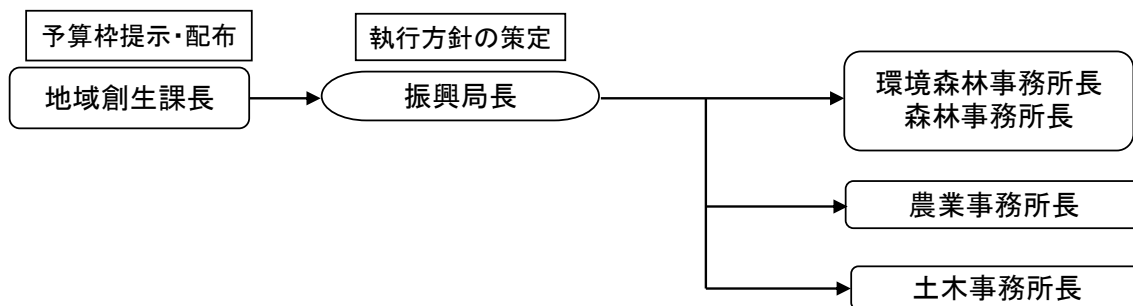
3 その他

- ・上記1から2に定めるほか、地域創生課長が必要と認めた場合は、その都度、定める。

地域公共事業調整費の執行フロー図

1 予算執行枠の提示・配布及び執行方針の決定

- ・地域創生課長が振興局長に予算枠提示・配布。
- ・振興局長は執行方針を定め、管内の各事務所長に示す。



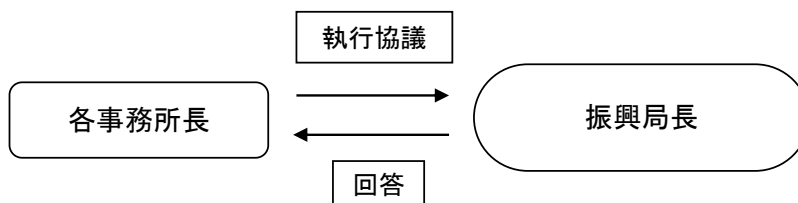
2 対象事業・執行額の検討

○各振興局 管内

【環境森林・森林・農業・土木事務所】各事務所長が上記執行方針に基づき対象事業等の検討を行う。

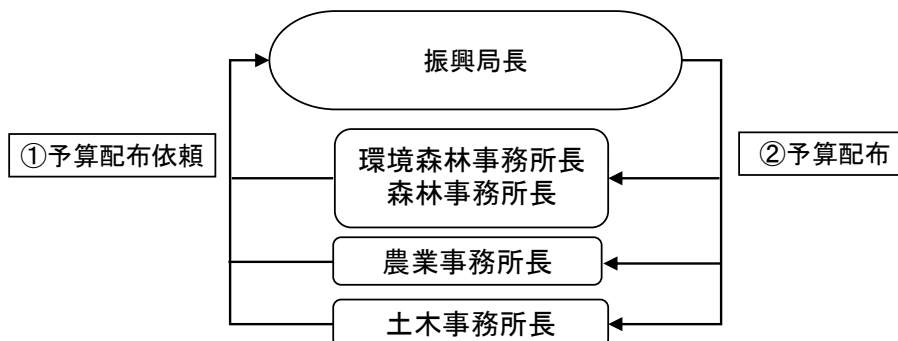
3 振興局長との協議

- ・各事務所長は、振興局長と執行協議を行う。



4 予算配布

- ・事業主体となる事務所長からの予算配布依頼に基づき振興局長から予算配布を行う。



5 その他

- ・上記1から4に定めるほか、振興局長が必要と認めた場合は、その都度、定める。